

◇解決できない問題が山積みの避難計画

◇スクリーニングの省略や「みなし検査」は、住民の安全をないがしろにするもの

避難計画では住民の安全は守れません

再稼働反対を表明してください

関西広域連合 連合長 兵庫県知事 井戸敏三様

関西広域連合 各委員 様

関西広域連合は、3月27日に「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」を公表しました。その中では、避難中継所の場所や避難バスの手配等々、多くの問題がまだ解決できておらず、避難時間の推計や市役所・町役場の移転など新たな課題もでてきています。同日の国への「原子力防災対策に関する申し入れ」でも「府県や市町村の防災計画を含めて全ての対策が確立されたという状況には至っていない」と自ら語っています。

他方で、今回のガイドラインでは、「効率的汚染検査」の名の下に、汚染検査（スクリーニング）の省略や、「みなし検査」等々、住民の安全を守るという自治体の本来の役割からはほど遠い驚くべき内容が示されています。これらは住民の安全をないがしろにするものです。またこれは、避難者への差別と偏見にも繋がるものです。

私たちは、避難先自治体、バス会社、水道事業団等に申し入れを行い、避難計画を実際に担う各市等の困難な声を聞き取ってきました。

以上の状況から、原発事故の避難計画は破綻しており、大事故から住民を守るためには原発の再稼働をやめることが最優先であると考えます。

以下の質問と要望に答えてください。

【質問事項】

1. 汚染検査（スクリーニング）の実施方法等について（ガイドライン p20～p21）

汚染検査については、「効率的に実施する」として、検査の省略、手抜き、「みなし検査」が記載されています。判断基準の40,000cpm以下の汚染であれば、避難者各人の汚染検査も行われず、車両は避難先まで乗り入れることを可能とする等となっています。

今回示された方法は、避難者、車両を含め、汚染状況の把握と汚染の拡大防止という汚染検査の本来の目的から外れ、時間短縮による「効率化」だけが追求されています。これでは市民の安全は守れず、避難者への差別と偏見にも繋がるものです。

（1）汚染検査の省略について

放射能放出前に避難した場合には、「基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には汚染検査を省略」となっています。「合理的判断」とは、どのような判断ですか。

(2) 「避難中継所を経由しない」場合について

国の「福井エリアにおける検討結果」(2014年3月26日) p11「資料6」では、放射能放出前に避難した住民については「避難中継所(仮)を経由する必要はない」となっています。関西広域連合としても、同じ考え方ですか。

(3) 車両の汚染と乗員などを「同様とみなす」について

「車両で40,000cpmを超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす」となっています。どのように車両とそれに乗っている人等が同様の汚染だと判断できるのですか。

(4) 「代表者」の検査で、同乗者全員を「同様とみなす」について

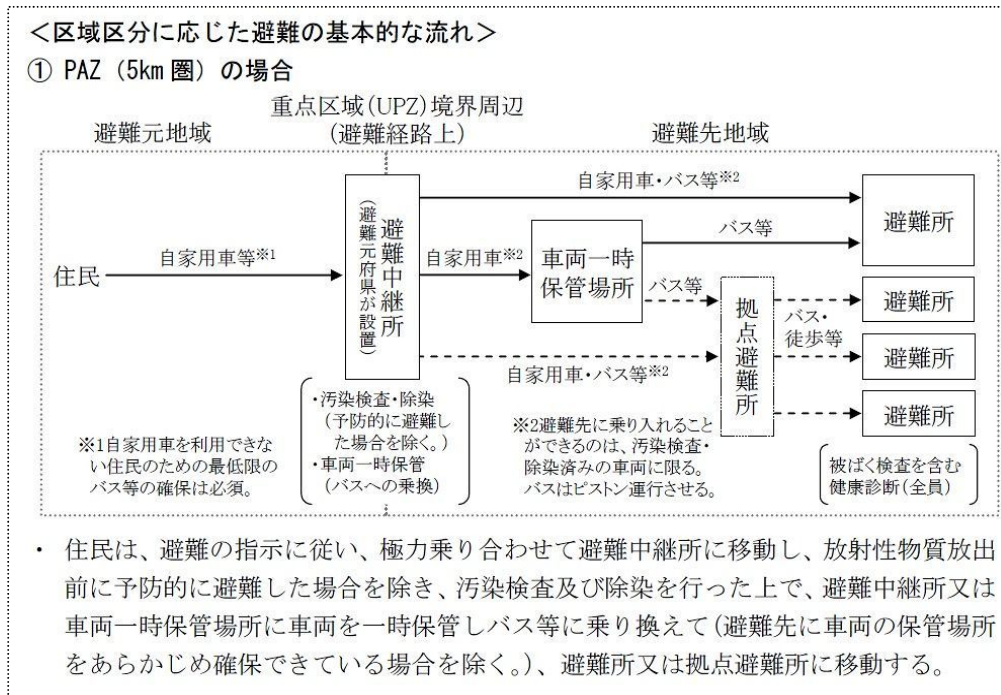
車両の汚染が40,000cpmを超えた場合は、同様の避難行動を行った集団ごとに代表者のみに汚染検査を行い、その代表者が40,000cpm以下の場合は、同乗者全員も「同様とみなす」となっています。同地区から同じ車両(バスや乗用車)で避難した人でも、バスの集合地点までの経路や各個人の行動等によって汚染の状況が違うのは当然です。このような「みなし検査」は、手抜きそのものではないですか。

(5) 除汚等の実施の基準(40,000cpm)について

除染等の実施基準値を40,000cpm(OIL4)と設定し、それを超えた場合にのみ除染を実施する等の方策が示されています。この基準値40,000cpmは高すぎて、住民、とりわけ小児等の被ばくの早期発見等には役にたたないのではないですか(4頁の注参照)。

(6) 放射線量のバックグラウンドについて

汚染検査を実施する30km近辺の避難中継所は、事故時にも「十分に放射線量のバックグラウンドの値が低い場所」(p9)を選ぶとなっています。30km近辺は兵庫県や滋賀県のシミュレーションからすれば、高い放射能の拡散が考えられるのではありませんか。



(7) 避難中継所設置の住民了解について

ガイドラインでは、除染による汚染水の発生や、除染していない車両が集結する一時保管場所の汚染には触れていませんが、これらのリスクについて、地元コミュニティへの説明や了解なしで避難中継所を設置するのですか。

2. 避難先の放射能汚染について

兵庫県や滋賀県のシミュレーションによれば、避難先も高い被ばくが予想されています。私たちは避難先自治体への申し入れで「被災していれば受け入れはできない」との見解をいくつかの自治体から聞いてきました（神戸市、宝塚市、川西市、伊丹市、堺市、宇治市等）。

今回の広域避難ガイドラインには「管内市町村が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合は、…調整を行い、…受入れの割り当てを見直す」（p12）と書かれています。

(1) 「割り当ての見直し」について

「受け入れ割り当ての見直し」については具体的に書かれていません。迅速に行われることは非常に困難ではありませんか。

(2) ヨウ素剤配布・服用の準備について

兵庫県の井戸知事は、昨年4月公表の兵庫県のシミュレーションに関して、最短の場合、篠山・神戸に2時間でプルーム（放射能雲）が到達すると議会で答弁しました（2月27日 兵庫県会議員 丸尾牧議員への答弁）。

2時間以内にヨウ素剤配布と服用体制の準備ができていますか。

3. 「段階的避難」について

(1) 30 km圏内の「距離区分に応じた段階的避難」について

「避難手段の基本的な考え方」（p15）として、UPZ（30 km圏内）では「距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う」となっています。

この「距離区分に応じた段階的避難」について具体的に説明してください。例えば、30 km圏内でも事故を起こした原発から距離的に近い地域から避難し、遠方の地域はその後に避難するため待機するということですか。

4. 「避難行動要支援者の広域避難」について

要支援者の広域避難の「基本的考え方」として、「避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮」、「迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要」p26と記載されています。さらに、30 km圏内では「避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施」（p11）として、避難ではなく屋内退避も含むことになっています。

また、福井県は3月31日に、病院入所者等の避難は福井県内に限るとした「福井県広域避難計画要綱」を決定しました。

(1) 福井県内の病院入所者等の福井県内への避難について

「福井県広域避難計画要綱」では、病院・社会福祉施設の入所者や在宅の要配慮者の避難先は全て福井県内となっています。例えば、高浜町の「社会保険高浜病院」は敦賀市の「市立敦賀病院」等。

「広域避難」とはほど遠いものとなっています。福井県のこの計画について、関西広域連合は了承しているのですか。

(2) 要支援者の「屋内退避」について

福島原発事故では、要支援者が避難中や避難先で亡くなる等悲惨な状況でした。他方、そのことをもって「屋内退避」にとどめ避難させないことは、高い被ばくを強要することになります。病院や施設等での「屋内退避」では、医師・看護師・介護者にも高い被ばくを強要します。まさに、「去るも地獄、残るも地獄」です。

このように、要支援者の避難問題に端的に示されているように、原発事故時の避難計画はどう考えても住民の安全を守ることはできません。再稼働をやめて重大事故の危険を取り除くことでしか解決できないのではないですか。

【要 望 事 項】

このように、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」は破綻し、住民の安全を守ることができないのは明らかです。そのため、以下を強く要望します。

1. 住民の安全を守ることが可能となるような避難計画の策定はできないと表明してください。
2. 原発事故から住民を守るため、大飯原発・高浜原発の再稼働を行わないよう国に強く要求してください。

2014. 4. 10

グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会
おおい原発止めよう裁判の会事務局／美浜の会

連絡先団体

グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952
美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

(注：福島原発事故翌日 3月12日は 13,000cpm が基準だった。これは換算で $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ ：小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当する。現在の IAEA のヨウ素剤投与基準の 50 mSv と比べると 40,000cpm は高すぎる。なお、13,000 cpm では除染の必要な人が多くなる等の理由で、3月14日には 100,000cpm に大幅に緩和された。)